

議案第30号

鹿屋市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

鹿屋市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鹿屋市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（令和6年鹿屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条に各号を加える改正規定のうち第11号及び第4条に2号を加える改正規定のうち第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建設業法施行令の一部改正に伴い、引用する政令の条項を改めたいので、本案を提出するものである。